

川崎市

令和3年度 第1回  
川崎市指定介護保険事業者等集団指導講習会

# 令和3年度介護報酬改定における 条例改正関係 (居宅介護支援)

健康福祉局長寿社会部  
高齢者事業推進課事業者指導係



1. サービス割合の説明について
2. ケアプランの点検・検証



1. サービス割合の説明について
2. ケアプランの点検・検証



# 1. サービス割合の説明について

- ☑ 事業者以下について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公開することを求める。
- ・ 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合
- ・ 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合



# 1. サービス割合の説明について

介護情報公表システム



介護情報公表システムの運営情報において公表

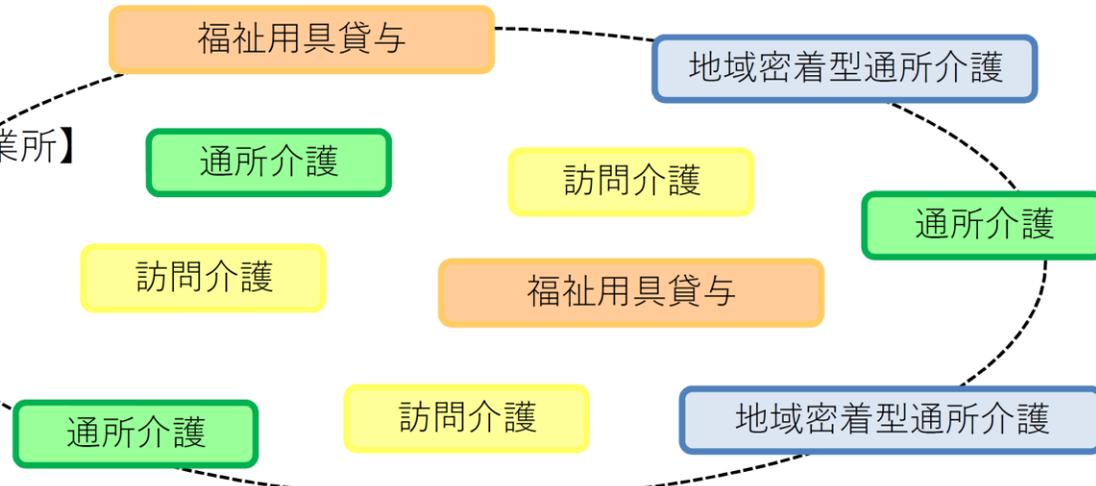
訪問介護 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)
通所介護 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)
地域密着型通所介護 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)
福祉用具貸与 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)

\* 各サービス（特定事業所集中減算対象サービス）を位置付けたケアプラン数／事業所のケアプラン総数

掲載

【居宅介護支援事業所】

説明



# 1. サービス割合の説明について

## ☑ 川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第7条第2項

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。



# 1. サービス割合の説明について

よくある質問1：利用者への説明は利用開始時のみで良いのか。

回答：運営基準の解釈通知である「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について第二-3（2）」によると、

「説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとする」とあります。

したがって、利用者への割合の説明（新規利用者）については、サービスの利用開始時にのみ行うものと解します。

また、既存の利用者についても、集中減算等の際に再度説明を行う必要は無いものと解します。

（その他、利用者から説明を求められた場合は、適宜説明を行うことが望ましいと考えます。）



# 1. サービス割合の説明について

よくある質問2：ケアプランに位置付けられた「同一事業者によって提供されたものの割合」の「同一事業者」とは法人単位なのか、事業所番号単位なのか。

回答：「同一事業者によって提供されたものの割合」の「同一事業者」については、厚生労働省令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) 問111例示において、法人単位ではなく事業所単位での割合が示されていることから、「事業所番号単位」の集計が良いものと考えます。



# 1. サービス割合の説明について

<例>

※重要事項説明書

第●条 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

※別紙

別紙

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 ●%  
通所介護 ●%  
地域密着型通所介護 ●%  
福祉用具貸与 ●%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	〇〇事業所 ●%	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%
通所介護	△△事業所 ●%	××事業所 ●%	〇〇事業所 ●%
地域密着型通所介護	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%	××事業所 ●%
福祉用具貸与	××事業所 ●%	〇〇事業所 ●%	□□事業所 ●%



1. サービス割合の説明について
2. ケアプランの点検・検証



## 2. ケアプランの点検・検証 <生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応>

- ☑ 生活援助の訪問回数が多い利用者のケアプランの検証の仕組みについて、届出のあったケアプランの検証や届出頻度を次のとおり見直す。
  - ・ 検証の仕方
    - 地域ケア会議だけでなく、行政職員やリハビリテーション専門職を派遣する形で行うサービス担当者会議等での対応を可能とする。
  - ・ 届出頻度
    - 検証したケアプランの次回の届出は1年後でよいものとする。
  - ・ 区分支給限度基準額の利用割合が高く、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業所
    - 事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入する。

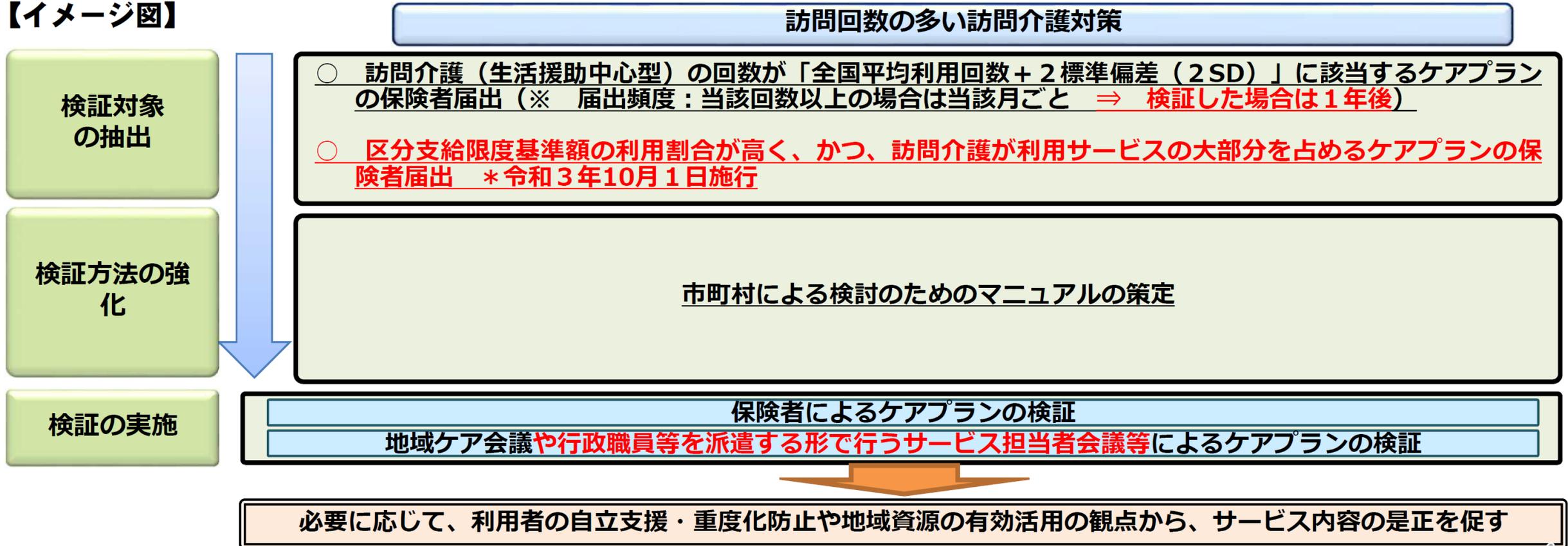
**※周知期間の確保等のため、10月から施行する。**



## 2. ケアプランの点検・検証 <生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応>

※ 赤字部分：令和3年度見直し分

### 【イメージ図】



## 2. ケアプランの点検・検証 <生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応>

### ☑川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例 第13条(18)の3 令和3年10月1日より適用

介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が基準省令第13条第18号の3に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市長からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市長に届け出なければならない。



# 参考資料

○厚生労働省 令和3年度介護報酬改定について

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00034.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html))

○川崎市ホームページ 川崎市基準条例 (R03.04.01施行)

(<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000096593.html>)



# 条例改正に関する質問等について

## ○川崎市ホームページ

- ・ 【事業者向け】 介護保険Q & A ・ 問い合わせ

(<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-4-5-0-0-0-0-0.html>)



以上で終了です。ご清聴ありがとうございました。

